

○津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務  
災害補償等に関する条例施行規則

平成 21 年 4 月 1 日

津山圏域資源循環施設組合規則第 14 号

(目的)

第 1 条 この規則は、津山圏域資源循環施設組合議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成 21 年津山圏域資源循環施設組合条例第 12 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(準用)

第 2 条 条例の施行に関する事項については、議会の議員その他非常勤の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和 43 年津山市規則第 6 号）の規定を準用する。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。